

小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用して新たに日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」関連商品を開発する事業者等を支援するため、予算の範囲内で日本遺産関連商品開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 日本遺産関連商品

日本遺産関連商品の材料や原料、商品本体の意匠やパッケージのデザインに「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーを連想させるような要素が含まれ、本体又はパッケージデザイン等に日本遺産ロゴマーク又は「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」ロゴマークが使用されている、又は使用する予定である商品をいう。（物品を基本とするが、これに付随するサービス等を含むことができる。）

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者

(2) 市内の商店会又は事業者団体に参加している者によるグループ、団体等（規約等により代表者を定めているものに限る。）

(3) 市内に住所を有する個人事業主

(4) 市内に所在する農業団体、漁業団体及び特定非営利活動法人

(5) その他会長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者とししない。

(1) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員等

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者

(3) 公序良俗に反する業務を行っている者

(4) その他本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと会長が判断する者

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規の日本遺産関連商品を開発又は製作する事業
- (2) 既存商品の一部を変更して日本遺産関連商品化する事業
- (3) 既存商品の日本遺産関連商品化に伴うパッケージ等のデザインを開発する事業

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業に対し他の補助金等の交付を受ける場合は、重複して補助対象経費とすることはできない。

3 交付対象事業は、第8条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了し、第10条に規定する実績報告を行わなければならない。

(交付対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する費用のうち、別表に定める経費（消費税及び地方消費税は含まないものとする。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業当たり10万円を上限、5万円を下限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小樽市日本遺産推進協議会日本遺産関連商品開発補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、募集のあった期間内に会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算明細書（様式第3号）
- (3) 申請者の事業実態を確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届の写し、営業許可証の写し等）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (5) 見積書その他経費の積算根拠となる書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一の交付対象者について、1年度につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金交付（不

交付) 決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 審査は、次に掲げる観点に基づき行うものとする。

- (1) 日本遺産ストーリーとの関連性
- (2) 独自性・創意工夫
- (3) 販売可能性・継続性
- (4) 実現性

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、やむを得ない事情により交付の決定を受けた補助事業の内容を大幅に変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に変更、中止又は廃止の内容を明らかにする書類を添えて会長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認申請があったときは、これを審査し、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業収支決算書(様式第10号)
- (3) その他会長が必要と認める書類(領収書の写し、写真等)

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金額確定通知書(様式第11号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、小樽市日本遺産推進協議会 日本遺産関連商品開発補助金精算(概算)払請求書(様式第12号)に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第13条 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(成果等の発表)

第15条 補助事業者は、開発した商品について市内外での販売又は展示に努めるものとする。また、小樽市日本遺産推進協議会が実施するPR活動への活用に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表

研究費	商品やパッケージの製作に伴う設計や実験に係る費用
賃借料	商品やパッケージの製作に必要な道具や機械の賃借料
原材料費	商品の製作に必要な原材料や金型等の作成費で、他の事業には利用できないもの
備品購入費	新商品の製作に必要な備品で、リースでの使用が困難なもの
印刷費	パッケージの試作に必要な印刷費で、販促用のチラシ等の印刷費は除く。
知的財産等 取得費	商標権等の知的財産を取得するための経費
役務費 (外注費)	デザイン、試作、開発等を外部に委託する費用 ※交付対象事業に係る業務を外部に委託する場合の経費とし、その内容は本表に掲げる経費の範囲内に限る。